岩手県医療局管理規程第7号

医療局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局組織規程の一部を改正する規程

医療局組織規程(昭和35年岩手県医療局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(本庁の分課及びその分掌事務)	(本庁の分課及びその分掌事務)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 職員課の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。	3 職員課の分掌事務は、次のとおりとする。
(1)~(4) [略]	(1)~(4) [略]
(5) 職員の研修(医師に係る研修を除く。)及び福利厚生に関する	(5) 職員の <u>能力開発</u> (医師に係る <u>能力開発</u> を除く。)及び福利厚生
こと。	に関すること。
(6)~(16) [略]	(6)~(16) [略]
4~6 [略]	4~6 [略]
(病院の組織)	(病院の組織)
第12条 中央病院に診療部、中央放射線部、中央手術部、中央検査部、	第12条 中央病院に診療部、中央放射線部、中央手術部、中央検査部、
救急医療部、地域医療支援部、医療研修部 <u>及び医療情報管理部</u> を置く。	救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理企画部及び
	医療安全管理部を置く。
2 中央病院の診療部に <u>診療センター</u> 及び病理診断センターを置く。	2 中央病院の診療部に脳神経センター、呼吸器センター、消化器セン
	ター、循環器センター、腎センター、小児・周産期センター(以下「脳
	神経センター等」という。) 及び病理診断センターを置く。
3 中央病院の診療部、 <u>診療センター</u> 、病理診断センター、中央放射線	3 中央病院の診療部、 <u>脳神経センター等</u> 、病理診断センター、中央放
部及び中央手術部に別表第2に掲げる診療科を置く。	射線部及び中央手術部に別表第2に掲げる診療科を置く。
4 · 5 [略]	4・5 [略]
6 中央病院の地域医療支援部に次の科を置く。	
(1) 地域医療支援科	
(2) 健康管理科	
<u>7</u> [略]	<u>6</u> [略]
8 中央病院の医療情報管理部に医療情報管理科を置く。	
<u>9</u> [略]	<u>7</u> [曜]
10 [略]	<u>8</u> [略]
11 [略]	9 [略]

中央手術科を、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、北上病院、久慈病 院、南光病院、釜石病院及び二戸病院に地域医療科を、宮古病院、大 船渡病院、胆沢病院、花巻厚生病院、北上病院、久慈病院、磐井病院、 釜石病院、二戸病院及び千厩病院に医療研修科を、磐井病院に医療情 報管理科を、南光病院にデイ・ケア科を、磐井病院に緩和医療科を、 南光病院及び一戸病院に臨床心理科を置く。

13 [略]

14 「略]

15 [略]

16 [略]

(病院の分掌事務)

第12条の2 診療部の分掌事務は、次のとおりとする。

診療及び助産並びにリハビリテーションに関すること(中央放射線 部、中央手術部及び救急医療部の所掌するものを除く。)。

- 2 [略]
- 3 中央手術部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) (2) [略]
 - (3) 集中治療に関すること。
 - <u>(4)</u> [略]
 - <u>(5)</u> [略]
 - (6) 部に所属する器械備品等の保管に関すること。
 - (7)[略]
- $4 \cdot 5$ [略]
- 6 地域医療支援部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) [略]
 - (2) 公衆衛生活動に関すること。

12 前2項に掲げるもののほか、大船渡病院、胆沢病院及び久慈病院に10 前2項に掲げるもののほか、大船渡病院、胆沢病院及び久慈病院に 中央手術科を、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、北上病院、久慈病 院、南光病院、釜石病院及び二戸病院に地域医療科を、宮古病院、大 船渡病院、胆沢病院、花巻厚生病院、北上病院、久慈病院、磐井病院、 釜石病院、二戸病院及び千厩病院に医療研修科を、磐井病院に医療情 報管理科を、南光病院にデイ・ケア科を、磐井病院に緩和医療科を、 大船渡病院、南光病院及び一戸病院に臨床心理科を置く。

> [略] 11

> 12 「略

> [略] 13

[略]

15 宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、花巻厚生病院、北上病院、久慈 病院、磐井病院、釜石病院、二戸病院及び千厩病院に医療安全管理室 を置く。

(病院の分掌事務)

第12条の2 診療部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 診療及び助産並びにリハビリテーションに関すること(中央放 射線部、中央手術部及び救急医療部の所掌するものを除く。)。
- (2) 集中治療に関すること。
- (3) 公衆衛生活動に関すること。
- (4) 健康相談及び健康教育に関すること。
- 2 [略]
- 3 中央手術部の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) (2) [略]
- 「略] (3)
- (4)[略]
- (5) 部に属する器械備品等の保管に関すること。
- (6) [略]
- 4・5 [略]
- 6 地域医療支援部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1)
 - (2) 地域医療機関との連携に関すること。
 - (3) 診療応援及び医師の派遣に関すること。
 - (4) 緊急時の現場医療の確保に関すること。
 - (5) 医療器械の共同利用に関すること。
 - (6) 部に属する器械備品等の保管に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域医療に関すること。

- 7 [略]
- 8 医療情報管理部の分掌事務は、次のとおりとする。 医療情報の管理及び提供に関すること。

9 診療センターの分掌事務は、次のとおりとする。 成人病の高等専門医療に関すること。

- 10 [略]
- 11 診療科の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) [略]
- (2) 人間ドック及び集団健康診断に関すること (健康管理科の所掌) (2) 人間ドック及び集団健康診断に関すること。 するものを除く。)。
- (3)~(10) [略]
- 12 「略〕
- 13 地域医療支援科の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 地域医療機関との連携に関すること。
 - (2) 診療応援及び医師の派遣に関すること。
 - (3) 緊急時の現場医療の確保に関すること。
 - (4) 医療器械の共同利用に関すること。
 - (5) 科に属する器械備品等の保管に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、地域医療に関すること。

- 7 [略]
- 8 医療情報管理企画部の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 医療情報の管理及び提供に関すること。
- (2) 業務の企画及び経営分析に関すること。
- (3) 病歴管理に関すること。
- (4) 医学統計に関すること。
- (5) 図書室の管理及び医学図書情報の提供に関すること。
- (6) 部に属する器械備品等の保管に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、臨床情報に関すること。
- 9 脳神経センターの分掌事務は、次のとおりとする。 脳神経疾患の高度専門医療に関すること。
- 10 呼吸器センターの分掌事務は、次のとおりとする。 呼吸器疾患の高度専門医療に関すること。
- 11 消化器センターの分掌事務は、次のとおりとする。 消化器疾患の高度専門医療に関すること。
- 12 循環器センターの分掌事務は、次のとおりとする。 循環器疾患の高度専門医療に関すること。
- 13 腎センターの分掌事務は、次のとおりとする。 腎及び尿路疾患の高度専門医療に関すること。
- 14 小児・周産期センターの分掌事務は、次のとおりとする。 小児及び周産期疾患の高度専門医療に関すること。
- 15 [略]
- 16 診療科の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) [略]
- (3)~(10) [略]
- 17 [略]

1	T C C C C C C C C C C C C C C C C C C C
14 健康管理科の分掌事務は、次のとおりとする。	
(1) 人間ドックに関すること(診療科の所掌するものを除く。)。	
(2) 集団健康診断に関すること(診療科の所掌するものを除く。)。	
(3) 健康相談及び健康教育に関すること。	
(4) 科に属する器械備品等の保管に関すること。	
(5) 前各号に掲げるもののほか、健康管理に関すること。	
<u>15</u> [略]	18 [略]
16 医療情報管理科の分掌事務は、次の各号(磐井病院の医療情報管理	19 医療情報管理科の分掌事務は、次のとおりとする。
科にあっては、第5号を除く。) に掲げるとおりとする。	
(1)~(4) [略]	(1)~(4) [略]
(5) 図書室の管理及び医学図書情報の提供に関すること。	
<u>(6)</u> [略]	<u>(5)</u> [略]
<u>(7)</u> [略]	(6) [略]
17 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。	20 事務局の分掌事務は、次のとおり <u>(中央病院の事務局にあっ</u>
	ては、第14号に規定する経営分析を除く。)とする。
(1)~(24) [略]	(1)~(24) [略]
(25) 別表第3の左欄に掲げる病院にあっては、同欄に掲げる	(25) 別表第3の左欄に掲げる病院にあっては、同欄に掲げる
■ 区分に応じ、同表の右欄に掲げる病院に係る次に掲げる事務	 区分に応じ、同表の右欄に掲げる病院に係る次に掲げる事務
に関すること。	に関すること。
ア [略]	ア「略」
イ 別に定める未収金、診療契約に係る利用料等及び職員の給与等	イ 診療契約に係る利用料等 (別に定めるものを除く。) 及び職員
から控除する公舎料等の徴収	の給与等から控除する公舎料等の徴収
18 [略]	<u>21</u> [略]
	22 [略]
	23 [略]
	27 [略]
	28 [略]
	30 [略]
	31 [略]
<u>29</u> [略]	32 [略]
	33 [略]
31 [略]	34 [略]
	35 医療安全管理部又は医療安全管理室の分掌事務は、次のとおりとす
	<u>20</u>
	医療の安全管理に関すること。
	<u>—~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~</u>

第13条 別表第4の左欄に掲げる病院の事務局に同表中欄に掲げる課及|第13条 別表第4の左欄に掲げる病院の事務局に同表中欄に掲げる課 び室並びに同表右欄に掲げる係を置く。

- 2 [略]
- 3 中央病院の地域医療支援部に業務係を置く。
- 4 「略]

(病院の長等)

第14条 [略]

2 [略]

[略]

が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代とき、又は院長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により 理する。

(救命救急センター長及び帰救命救急センター長)

第14条の2 [略]

2 救命救急センターに副救命救急センター長を置く。

3・4 [略]

(部長及び部次長)

第15条 「略]

- 2 中央病院の部に部次長を置く。
- 3 4 [略]

(診療センター長等)

第15条の2 中央病院の診療センターに診療センター長を置く。

2 「略]

3 診療センター長又は病理診断センター長は、上司の命を受け、診療 4 脳神経センター長、呼吸器センター長、消化器センター長、循環器 センター又は病理診断センターの事務を掌理する。

及び同表右欄に掲げる係を置く。

- 2 [略]
- 3 中央病院の医療情報管理企画部に業務企画室及び医療情報管理室 を置く。
- 4 「略]

(病院の長等)

第14条 [略]

- 2 病院に、必要に応じ、統括副院長を置くことがある。
- 「略]
- [略]
- 4 副院長は、院長を補佐し、院長に事故があるとき、又は院長 5 統括副院長又は副院長は、院長を補佐し、院長に事故がある その職務を代理する。

(救命救急センター長及び帰収の救急センター長)

第14条の2 [略]

- 2 救命救急センターに、必要に応じ、副救命救急センター長を置くこ とがある。
- 3・4 [略]

(部長及び部次長)

第15条 「略]

- 2 中央病院の部に、必要に応じ、部次長を置くことがある。
- 3 4 [略]

(脳神経センター長等)

- 第15条の2 中央病院の脳神経センターに脳神経センター長を、呼吸器 センターに呼吸器センター長を、消化器センターに消化器センター長 を、循環器センターに循環器センター長を、腎センターに腎センター 長を、小児・周産期センターに小児・周産期センター長を置く。
- 2 「略]
- 3 中央病院の脳神経センターに副脳神経センター長を、呼吸器センタ ーに副呼吸器センター長を、消化器センターに副消化器センター長 を、循環器センターに副循環器センター長を、腎センターに副腎セン ター長を、小児・周産期センターに副小児・周産期センター長を、 れぞれ必要に応じ置くことがある。

センター長、腎センター長、小児・周産期センター長(以下「脳神経 センター長等」という。) 又は病理診断センター長は、上司の命を受 け、部下の職員を指揮監督し、脳神経センター等又は病理診断センタ 一の事務を掌理する。

	 5 副脳神経センター長、副呼吸器センター長、副消化器センター長、
	副循環器センター長、副腎センター長又は副小児・周産期センター長
	は、脳神経センター長等を補佐し、脳神経センター長等に事故がある
	とき、又は脳神経センター長等が欠けたときは、その職務を代理する。
(科長等)	(科長等)
第16条 [略]	第16条 [略]
2 栄養管理室に室長を置く。	2 栄養管理室 <u>及び医療安全管理室</u> に室長を置く。
3 [略]	3 [略]
4 薬剤科、臨床心理科及び栄養管理室に、必要に応じ、科次長又は室	4 薬剤科、臨床心理科 <u>、</u> 栄養管理室 <u>及び医療安全管理室</u> に、必要に応
次長を置くことがある。	じ、科次長又は室次長を置くことがある。
5~7 [略]	5~7 [略]
(課長等)	(課長等)
第21条 別表第4に掲げる課に課長及び主査を、室に室長及び主査を、	第21条 別表第4に掲げる課に課長及び主査を、係に係長を置く。
係に係長を置く。	
2 中央病院の <u>地域医療支援部の業務係に係長</u> を置く。	2 中央病院の医療情報管理企画部の業務企画室及び医療情報管理室
	<u>に室長</u> を置く。
	3 中央病院の医療情報管理企画部の業務企画室に業務企画主査を置
	<
3 室に、特に必要がある場合においては、主任主査を置くことがある。	4 中央病院の医療情報管理企画部の業務企画室に、特に必要がある場
	合においては、主任主査を置くことがある。
4 課又は室を置かない病院の事務局に、必要に応じ、主査を置くこと	5 課を置かない病院の事務局に、必要に応じ、主査を置くことがある。
がある。	
5 [略]	6 [略]
6 [略]	7 [略]
7 [略]	8 [略]
8 [略]	9 [略]
9 [略]	10 [略]
10 [略]	11 [略]
11 医療相談室長の職務については、第9項の規定を準用する。	12 医療相談室長の職務については、 <u>第10項</u> の規定を準用する。
12 [略]	13 [略]
13 事務局に、特に必要がある場合においては、主任を置くことがある。	14 中央病院の医療情報管理企画部及び事務局に、特に必要がある場合
	においては、主任を置くことがある。
	15 <u>中央病院の医療情報管理企画部及び</u> 課を置く事務局の主任の職務
定を準用する。	については、第10条第2項の規定を準用する。
15 課 <u>又は室</u> を置かない事務局の主任の職務については、 <u>第9項</u> の規定	16 課を置かない事務局の主任の職務については、 <u>第10項</u> の規定を準用
を準用する。	する。

(上席医療安全管理専門員又は医療安全管理専門員)

- 第22条 医療安全管理部及び医療安全管理室に上席医療安全管理専門 員又は医療安全管理専門員を置く。
- 2 上席医療安全管理専門員又は医療安全管理専門員は、上司の命を受 け、部又は室の所属事務を処理する。

(病院付及び部付)

- <u>第22条</u> 第14条から前条までに定めるもののほか、病院に病院付を、中<u>第23条</u> 第14条から前条までに定めるもののほか、病院に病院付を、中 央病院の診療部、中央放射線部、中央手術部、中央検査部、救急医療 部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理企画部及び医療安全 管理部に部付を置くことがある。
 - 2 [略]

(地域診療センター)

第24条 地域診療センターに地域診療センター長を置く。

- 2 地域診療センターに、必要に応じ、副地域診療センター長を置くこ とがある。
- 3 地域診療センターに、必要に応じ、地域診療センター医長を置くこ とがある。
- 4 地域診療センターに事務長を置く。
- 5 地域診療センターに、必要に応じ、地域医療支援主査を置くことが ある。
- 6 地域診療センターに看護総括師長を置く。
- 7 地域診療センター長は、主管病院の長の命を受け、部下の職員を指 揮監督し、地域診療センターの事務を掌理する。
- 8 副地域診療センター長は、地域診療センター長を補佐し、地域診療 センター長に事故があるとき、又は地域診療センター長が欠けたとき は、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
- 9 地域診療センター医長の職務については、第16条第6項の規定を準 用する。
- 10 事務長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、地域診療セ ンターの所属事務を処理する。
- 11 主査の職務については、第9条第2項の規定を準用する。
- 12 看護総括師長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、地域 診療センターの所属事務を処理する。

(診療所)

第25条 診療所に診療所長を置く。

「略]

(病院付及び部付)

央病院の診療部、中央放射線部、中央手術部、中央検査部、救急医療 部、地域医療支援部、医療研修部及び医療情報管理部に部付を置くこ とがある。

2 [略]

(病院附属診療所)

第23条 病院附属診療所に診療所長を置く。

2 「略]

別表第2(第12条関係)

1 岩手県立中央病院

カナボム	LT JOHN L	
部	センター	診療科
診療部	<u>診療センター</u>	神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、脳神経外科、呼吸器外科、呼吸器外科、心臟血管外科、消化器外科
15/1 2 (15)	[略]	
		総合内科、血液内科、腎臓内科、精神
		科、小児科、外科、乳腺外科、整形外
		科、小児外科、皮膚科、ひ尿器科、産
		婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハ
		ビリテーション科、 <u>歯科</u> 、ペインクリ
		ニック科、内視鏡科
[略]		
中央手術部		麻醉科、ICU科

2 岩手県立中央病院以外の病院

病院名	診療科
[略]	
岩 手 県 立 磐井病院	内科、心療内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、ひ尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、麻酔科
岩手県立	第1精神科、第2精神科、第3精神科、第4精神科、
南光病院	神経科、リハビリテーション科 <u>、歯科</u>
[略]	
岩手県立 千 厩 病院	[理各]
[略]	

別表第2(第12条関係)

1 岩手県立中央病院

<u> </u>	- 1 2 C/F 3 2 L	
部	センター	診療科
	脳神経センター	神経内科、脳神経外科
	呼吸器センター	呼吸器科、呼吸器外科
	消化器センター	消化器科、消化器外科、内視鏡科
	循環器センター	循環器科、心臓血管外科
	腎センター	腎臓内科、ひ尿器科
	小児・周産期セ	小児科、小児外科、産婦人科
診療部	<u>ンター</u>	
	[略]	
		 総合内科、血液内科、精神科、外科、
		乳腺外科、整形外科、皮膚科、眼科、
		耳鼻いんこう科、リハビリテーション
		科、 <u>歯科口腔外科</u> 、ペインクリニック
		科、がん化学療法科、ICU科、健康
		管理科
[略]		
中央手術		the Thirty I
部		麻酔科

2 岩手県立中央病院以外の病院

病院名	診療科
[略]	
岩手県立磐井病院	内科、心療内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、ひ尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科 <u>、放射線科、歯科</u> 、麻酔科
	第1精神科、第2精神科、第3精神科、第4精神科、神経科、リハビリテーション科
[略]	
岩手県立 千 <u>厩</u> 病院	[略]
[略]	

表第3(第12	2条の2関係	(1)		引表第3(第12	条の2関	系)
中央病院 沼宮内病院 <u>紫波病院</u>			中央病院 沼宮内病院			
[略]				[略]		
磐井病院	南光	两院 <u>千厩病院 花泉病院</u> 大東病	ž Č	磐井病院 南光病院 <u>千厩</u> 病院 大東病院		
[略]				[略]		
表第4(第13	3条、第21条	関係)		別表第4(第13	条、第21纟	条関係)
病院名	課及び室	係及び主査		病院名	課	係及び主査
岩手県立中		業務管理主査		岩手県立中	総務課	[照各]
央病院	総務課 医事課	[略]		央病院	医事課	[略]
岩手県立大 船渡病院 岩手県立二 戸病院	「略〕			岩手県立大 船渡病院 岩手県立磐 井病院 岩手県立二 戸病院	[略]	
岩手県立北 上病院 岩手県立磐 <u>井病院</u>	[略]			岩手県立北 上病院	[略]	
[略]				[略]	T	
[略] 岩手県立 <u>千</u> 厩 病院 [略]	[略]			[略] 岩手県立 <u>千</u> 厩病院 [略]	[略]	

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。